二　次のイからヌまでに掲げる者に応じて、当該イからヌまでに定める額

イ　前号イに該当する中小建設事業主等　広域団体認定訓練助成金の支給又は認定訓練助成事業費補助金の交付を受けて都道府県が行う助成若しくは援助に係る認定訓練の運営に要する経費の額（その額が当該経費につき当該年度において要した額を超えるときは、当該要した額）から当該認定訓練の運営に要する経費について広域団体認定訓練助成金の支給額又は認定訓練助成事業費補助金の交付を受けて都道府県が行う助成若しくは援助を受けた額を控除した額の二分の一に相当する額

ロ　前号ロに該当する中小建設事業主　当該認定訓練を受けさせた建設労働者一人につき、四千七百五十円（雇保則第百二条の五第十六項第一号ハに規定する生産性要件（以下この号において「生産性要件」という。）に該当する中小建設事業主にあっては、六千円）に、当該認定訓練を受けさせた日（人材開発支援助成金等の支給の対象となった日に限る。）の数を乗じて得た額

ハ　前号ハに該当する中小建設事業主等（女性労働者に係る技能実習を行う場合にあっては、建設事業主等）　次の(1)及び(2)に掲げる区分に応じて、それぞれ当該規定に定める額

(1)　前号ハ(1)に該当する技能実習を行った場合　当該技能実習に要した経費の額（登録教習機関等に委託して行ったときは、当該技能実習に係る受講料のうち当該中小建設事業主等が負担した額）の五分の四（中小建設事業主のうち、その雇用する雇用保険法第四条第一項に規定する被保険者の数が二十人以下であるもの（以下このハ及びニにおいて「特定小規模建設事業主」という。）にあっては四分の三（生産性要件に該当する特定小規模建設事業主にあっては、十分の九）、その他の中小建設事業主にあっては五分の三（生産性要件に該当する中小建設事業主にあっては、四分の三）に相当する額（建設事業主等（中小建設事業主等を除く。）が女性労働者に係る技能実習を行うときは、二分の一（建設事業主にあっては、二十分の九（生産性要件に該当する建設事業主にあっては、五分の三））に相当する額）（一の技能実習について、一人当たり十万円を限度とする。）

(2)　前号ハ(2)に該当する技能実習を行った場合　当該技能実習に係る受講料のうち当該中小建設事業主等が負担した額の五分の四（中小建設事業主のうち、特定小規模建設事業主にあっては四分の三（生産性要件に該当する特定小規模建設事業主にあっては、四分の三）に相当する額（女性労働者に係る技能実習を行う建設事業主等（中小建設事業主等を除く。）にあっては、二分の一（建設事業主にあっては、二十分の九（生産性要件に該当する建設事業主にあっては、五分の三））に相当する額）（一の技能実習について、一人当たり十万円を限度とする。）

ニ　前号ニに該当する中小建設事業主　当該技能実習を受けさせた建設労働者一人につき、六千六百五十円（生産性要件に該当する中小建設事業主にあっては、八千四百円）（特定小規模建設事業主にあっては、七千六百円（生産性要件に該当する特定小規模建設事業主にあっては、九千六百円））に、当該技能実習を受けさせた日数（一の技能実習について、二十日分を限度とする。）を乗じて得た額

ホ　前号ホに該当する中小建設事業主　次の(1)から(3)までに掲げる場合の区分に応じて、それぞれ当該規定に定める額

(1)　前号ホ(1)に該当する場合　当該措置の対象となった登録基幹技能者一人につき、一年当たり九万五千円（生産性要件に該当する中小建設事業主にあっては、十二万円）